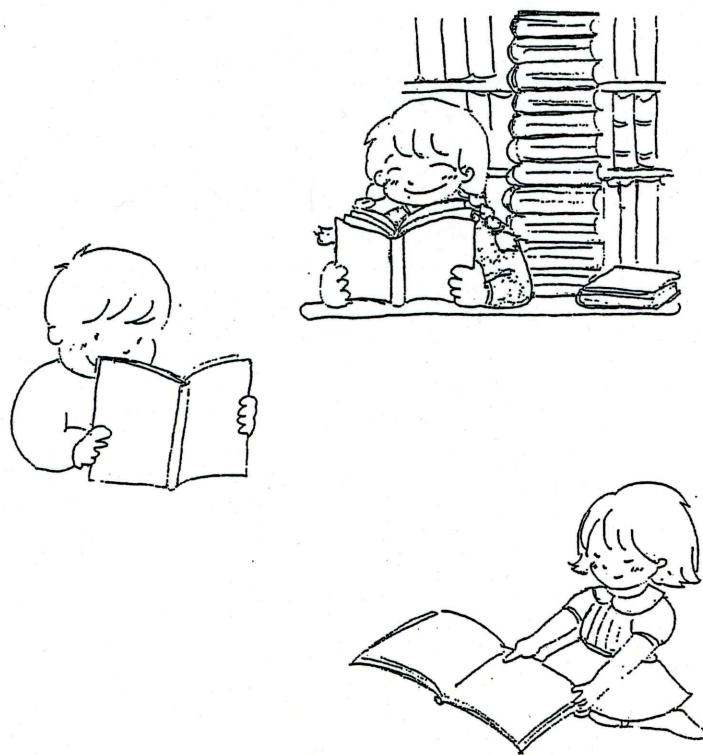


鎌倉市子ども読書活動推進計画



平成20年2月

鎌倉市

策定にあたって

次代を担う子どもたちの豊かな成長を支えることは行政の大切な役割です。

私たちは、子どもたちが感性を磨き、読む力を養い、表現力を高めて、生きる力を身につけていくためにも、一人ひとりの子どもたちの読書環境を整備することがとても大切であると認識しています。

ここに策定した「鎌倉市子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画」に基づき、鎌倉市が、読書環境の整備と、読書活動の推進するための施策の方向性や取組みを示したものです。

策定にあたりましては、市民委員と市職員による「鎌倉市子ども読書活動推進計画策定委員会」が計画案の策定を行い、さらに幅広く市民の意見を募り、数多くのご意見をいただきました。まさに市民と行政が協働で作り上げることができた点でも、大変意義深いものです。

この計画の柱は「本」「人」「情報のネットワーク」の3つです。これは、子どもたちが読みたいと思った時に手の届くところに読みたい本があり、手渡してくれる人がいる、そして読書活動を支援する人や関係機関が連携を深めながら、読書環境の充実を目指すというものです。

市としましては、鎌倉で育つすべての子どもたちに本と触れあえる豊かな環境をつくるため、今後この計画の効果的な推進・実現に向けて、家庭・地域・学校・行政が連携・協力し、子どもの読書活動の推進に積極的に取り組んでまいります。

平成20年2月

鎌倉市長
石渡 徳一

目 次

策定にあたって

第1章 計画策定の主旨

1 基本的な考え方 -----	1
2 計画の必要性 -----	2
3 本市における今日までの取組みと課題 -----	3

第2章 計画について

1 目的 -----	5
2 位置付け -----	5
3 期間 -----	5
4 対象 -----	5
5 推進体制 -----	5

第3章 推進のための取組み

1 推進体制整備のための施策 -----	6
2 年代や生活環境に合わせた施策 -----	8
(1) 乳幼児期における読書活動の推進 -----	8
ア 乳幼児への取組み -----	8
(2) 小学生からおおむね18歳までの子どもの読書活動の推進 -----	11
ア 小学生への取組み -----	12
イ 中学生への取組み -----	16
ウ 高校生など(おおむね16~18歳)への取組み -----	19
(3) 読書活動や図書館利用がしにくい子どもへの取組み -----	22
(4) 鎌倉の地域性を活かした取組み -----	22
3 読書環境整備の大切さを広く伝えるための施策 -----	23
取組み事業一覧 -----	24

資料編	-----	28
1 用語解説	本文中、*1~*11をつけた用語について、解説しています。	
2 法令等	国...児童の権利に関する条約、ユネスコ公共図書館宣言、ユ ネスコ学校図書館宣言、子どもの読書活動の推進に関する 法律（衆参院文部科学委員会における附帯決議）、文 字・活字文化振興法 市...第3次鎌倉市総合計画、かまくら教育プラン、鎌倉市次 世代育成きらきらプラン	
3 鎌倉市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	-----	40

第1章 計画策定の主旨

1 基本的な考え方

平成元年（1989年）に国際連合で「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択されたことにより、国際的に子どもたちの権利について考えられるようになりました。この条約には子どもたちを「保護の対象」としてのみ捉えるのではなく、「権利の主体」として積極的に捉えることが明記されました。また、この条約には、子どもが新聞・本・ラジオ・テレビから情報収集ができるようにすること、子どものための本を作り、世の中に広めることなど、子どもの読書環境を豊かにしていくこともうたわれています。平成6年（1994年）に我が国はこの条約を批准し、子どもの権利を保障していくことを約束しています。

さらに日本では、子どもの読書活動を支援するため、平成12年（2000年）を「子ども読書年」とすることを衆参両院で決議しました。そして、平成13年（2001年）12月12日に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。この法律では、読書環境の整備について国や地方公共団体の責務が明らかにされており、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、そして地方公共団体はそれぞれの地域の実情を鑑み、努力義務として「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表することとされています。

法律制定にあたっては、衆参両院でそれぞれ附帯決議が採択され、そこでは子どもの自主性を尊重すること、行政が不当に干渉することのないよう、環境整備を進めることが計画の目的であることを明確にしています。

国では、平成14年（2002年）8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、次の3つの方針に基づいて子どもの読書活動推進の方策を定めています。

子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組みの推進
子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

神奈川県では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年（2004年）1月に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画」を策定し、5年間の県の取組みの方向性や内容を示しています。

こうしたことから、国・県の計画を基本とし、本市の実情にあわせて「鎌倉市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2 計画の必要性

現在、子どもたちをとりまく環境は、文字・活字のみならず、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話など、さまざまなメディアから発信される多様な情報であふれています。これからも更に情報が増えしていくことが予想される中、子どもたちの、自らの力で必要な情報を検索し、選択し、活用していく力が問われています。どのような媒体を選び、いかに使用すれば確かな情報を得ることができるのか、無限とも思える選択肢の中から、求める情報を得るために正しい判断と技術を子どもたちが持つために、見守る大人たちの総合的な取組みが求められています。

中でも、子どもたちが自らの感性を磨き、読解力を培い、表現力を高め、時間をかけてそれぞれの人生をより深く生きる力を身につける方法の一つとして、読書があり、一人ひとりの読書環境を整備することはとても大切です。

一方、読書活動はあくまでも個人的な営みであることを忘れてはなりません。周囲の大人たちが子どもの読書内容に干渉したり、いたずらに規制を厳しくするのではなく、あらゆる機会とあらゆる場所において子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備を積極的に推進する必要があります。

しかし、現状を見渡すと、家庭・地域・学校のいずれの場においても、子どもたちの読書環境が十分とは言えない状況にあります。子どもたちのために用意された本の数は少なく、学校図書館の開館時間が限られていたり、本を手渡してくれる学校司書が不在だったりすることもあります。また、インターネットは整備されているものの使える時間に制限があったり、市図書館が遠かったりなど、本市における子どもたちの読書環境整備は、さらなる取組みが必要とされています。

こうしたことから本計画は子どもたちが求めるときに自由に本を選び、本に接することができる、そして本の探し方を教えてくれたり、本の楽しさを伝えてくれたりする人のいる、そのような豊かな読書環境を、家庭・地域・学校・行政が連携して整備していくことを目的として策定するものです。

3 本市における今までの取組みと課題

本市図書館は、県内でも最も歴史が古く、明治44年(1911年)に設立され、平成23年に開館百周年を迎えます。昭和49年(1974年)に中央図書館が現在の位置に開館し、以後、地域館構想に基づき、市民の身近な場所に図書館を設置することに取り組んできました。

公共図書館の役割や目的、原則を示した「ユネスコ公共図書館宣言(1994年)」がありますが、この中で述べられている子どもへのサービスの理念には「幼い時期から子どもたちの読書習慣を育成し、それを強化する。」、「あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的及び自主的な教育を支援する。」、「青少年の想像力と創造性に刺激を与える。」、「あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。」などがあります。このような理念を踏まえ、本市図書館では「鎌倉市図書館サービス計画」を策定し、子どもと本、図書館を結びつけることをその大切な使命として位置づけ、子どもと子どもをとりまく大人へのサービスの充実を目指し、さまざまな行事の開催、学校訪問の実施、本の紹介リストの配布など、子どもたちが本と出会う場づくりや豊富な資料の収集を続けています。

また、子どもと本を結ぶ活動を地域で行うボランティアを養成・支援するため、平成13年度(2001年)より図書館司書が講師となって「おはなしボランティア養成講座」を開始しました。以来、平成18年度(2006年)までに114人が受講し、図書館・地域・学校などで活躍の場を広げています。

本市の公立小中学校では、県内でも早い時期から学校図書館に職員を配置する重要性が求められた結果、1980年代から学校図書館の仕事に主に従事する職員(以下、学校司書^{*1}という。)の配置が試みられてきました。現在は、学校図書館を子どもたちがより活用できるように専任の学校司書を全公立小学校へ配置する計画が進められています。

市図書館と学校との連携も、訪問サービスや学校司書の研修会、教師や学校司書への本の貸出・支援などを通して深められています。

保護者などがボランティアで読み聞かせ^{*2}を行っている小学校も多く、市図書館が本の提供などの支援を行っています。

このように、本市では、図書館・学校・保護者・ボランティアなどがさまざまな機会を捉えて、子どもと本の出会いの場づくりに努力しているところです。しかし、資料費、図書館の広さなどの施設面、人的支援体制等は共に十分とは

いえず、今後もそれぞれを充実させ、連携を深め、読書環境を整備していくことが重要な課題です。

本市図書館の今までの子どもへのサービスの歩みは下記の通りです。

鎌倉市図書館 子どもへのサービスの歴史

- 明治 44 年(1911 年) 町立図書館として鎌倉小学校（現第一小学校）内に設立
- 昭和 49 年(1974 年) 新中央図書館開館、児童コーナー設置
- 昭和 50 年(1975 年) 中央館で子どもたちに向けて「おはなし会」開始
- 昭和 62 年(1987 年) 学校訪問（おはなし会やブックトークの出前）開始
- 平成 11 年(1999 年) 2、3歳児と保護者を対象とする「おひざにだっこのおはなしかい」を各館で試行（12年度から本実施）
「鎌倉市図書館サービス計画」策定
- 平成 12 年(2000 年) 子ども読書年記念講演会「本と子どもと」開催
図書館の子どもへのサービスを紹介する「おはなし講座」開催
- 平成 13 年(2001 年) 「おはなしボランティア養成講座」開始
小学生を対象に「としょかんいんになってみよう（1日図書館員）」開始
- 平成 14 年(2002 年) 子ども読書の日記念ブックリスト「子どもが本と出会うために～まわりの大人ができること～」発行
「おはなしボランティア STEP UP 講座」開始
- 平成 17 年(2005 年) 0歳児と保護者への「ブックスタート」開始
(こども局推進担当（当時）市民健康課と連携)
- 平成 18 年(2006 年) 読書活動推進に関わる教職員・ボランティアへの特別貸出を開始
(100冊2週間)

第2章 計画について

1 目的

この計画は、継続的に家庭・地域・学校・行政が連携し、本市の子どもたちの豊かな読書環境を整備することを目的とします。

2 位置付け

- (1) この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年）」第9条の規定に基づいて策定された国的基本的な計画や県の推進計画を基本とし、鎌倉市がこれまで実践してきた活動の成果を踏まえ、策定します。
- (2) この計画は、「第3次鎌倉市総合計画 第2期基本計画」、「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」、「かまくら教育プラン」、「鎌倉市図書館サービス計画」との整合を図り、子どもの読書活動の推進に関する総合的な計画として方向性や施策を策定します。

3 期間

この計画は、初年度を平成20年度としてその期間を5か年間とし、4年目に計画の進捗状況を踏まえ、見直しすることとします。

4 対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳までの子どもと、子どもの読書活動の推進に関わる保護者・ボランティア・教職員・行政の関係者などとします。

5 推進体制

この計画を具体的に推進していくため「(仮称)読書活動支援センター」と、「(仮称)鎌倉市子ども読書活動推進連絡会」を設置します。

第3章 推進のための取組み

1 推進体制整備のための施策

本市の子どもの読書活動を推進する体制を整備するため、「本」、「人」、「情報のネットワーク」の3点を柱として取り組みます。

(1) 本…本との出会いの場をつくる

- ・本との出会いの場がどこにあるかの確認作業をすすめ、また、本との出会いを支える施設を整備し、蔵書の充実を図ります。
- ・本との出会いの場の中でも子どもの身近に存在している学校図書館に着目し、蔵書の充実とデータ化を進めます。

(2) 人…環境整備に取り組むための核となる専門性を持った「人」の配置

- ・読書環境を整備するためには、家庭・地域・学校・行政が連携して取り組むことが大切です。連携をより円滑に図るために必要不可欠である連絡・調整機能を持った窓口として、市図書館内に「(仮称)読書活動支援センター」を設置し、司書の正規職員を配置します。
このセンターでは、読書相談・蔵書の所蔵調査などの相談業務、子ども読書活動に関わる人の調整、また、計画の目的を達成するための企画・立案や行事の開催を行政の関係課などと連携を図り、進めていきます。
- ・小中学校図書館への専門的な職員配置を推進します。
- ・子どもの読書活動に関わる人への継続した研修を行い、専門性の向上に努めます。

(3) 情報のネットワーク…子どもの読書に関わる人の情報の共有化

- ・具体的に計画を推進する支えとなり、情報を共有化するための組織として「(仮称)鎌倉市子ども読書活動推進連絡会」を設置します。
この連絡会では、計画の進捗状況を確認・検証し、関連機関・施設な

どと情報交換を行いながら子どもたちの読書環境がより整備される方策を検討・提案します。子どもの読書活動の推進に関わる地域・学校・行政の関係者で組織します。

「(仮称)読書活動支援センター」

- ・計画に関わる企画・立案・行事の実施、行政の関係課・ボランティアなどの連絡・調整
- ・本の収集・貸出・搬送
- ・読書相談、所蔵調査、質問・相談の窓口
- ・協力し合える部署、施設、地域の団体の掘り起こしや、本や読書に親しむ環境が整っていない地域・施設などへのサービスの提供
- ・学校や他の施設、行政の関係課などとの連絡窓口として、各地域図書館にも連絡担当を配置

「(仮称)鎌倉市子ども読書活動推進連絡会」

- ・計画の進捗状況を確認・検証・評価
- ・検証・評価の結果をいかし、情報交換を行いながら、子どもたちの読書環境がより整備されるための方策を検討・提案

2 年代や生活環境に合わせた施策

乳幼児期から青少年期までの子どもたちの年代、発達段階や生活環境に応じた施策に取り組み、読書環境の充実に努めます。

(1) 乳幼児期における読書活動の推進

ア 乳幼児への取組み

乳児期は、周りの大人の声を通して初めてことばに出会います。保護者や周りの人たちの肌のぬくもりにふれながら、優しくたくさん語りかけられたり、絵本やわらべうたを楽しんだりすることは、豊かな心を育む一助となります。

幼児期は絵本やおはなしの楽しさに気づく時期です。文字を少しずつ読み始める子どももいますが、周りの大人に肉声で絵本を読んでもらうことを行なうことを十分に楽しめる環境づくりが必要です。

(ア) 家庭・地域における本との出会い

行政・保育所・幼稚園・ボランティア・地域が、連携して子どもと保護者に絵本やお話の楽しさを伝えます。

- ・保護者に向けて、図書館や本の楽しさを広く伝えていきます。
- ・ブックスタート^{*3}事業を充実させ、赤ちゃんと一緒に絵本を楽しむ喜びを保護者に伝えていきます。
- ・乳幼児向け本の紹介リストを市図書館ホームページに掲載します。
- ・読み聞かせ^{*2}の方法やわらべうたの楽しさを伝える講師を地域に派遣します。
- ・読み聞かせや語り、わらべうたの楽しさを体験できる親子参加型の講演会などの実施に取り組みます。
- ・図書館司書やボランティアによる読み聞かせの訪問サービスを子育てサークルなどを対象に行います。
- ・子育て支援センターの蔵書の充実や、おはなし会^{*4}の実施に取り組みます。
- ・保護者や住民によって開かれた地域の私設図書館（地域文庫・家庭文庫）の実情を把握し、情報交換を行い、連携を図ります。

(イ) 保育所・幼稚園における本との出会い

保育士・幼稚園教諭・市図書館・行政の関係者・保護者・ボランティアが、連携・協力して、保育や幼児教育の中に積極的に読書活動を取り

入れていきます。

- ・保育所の図書コーナーの蔵書を増やしたり、市図書館が本をまとめて貸し出したりなど読書環境の充実を図ります。
- ・保育所・幼稚園において、子どもたちが日常的に絵本とふれあう機会を積極的に作ります。保護者に絵本の紹介を行います。
- ・保育士・幼稚園教諭対象の絵本の読み聞かせ^{*2}やわらべうたに関する研修の実施に取り組みます。
- ・保育所・幼稚園の子どもを対象に、図書館司書やボランティアが読み聞かせなどを行う訪問サービスの充実を図ります。
- ・図書館司書と保育士・幼稚園教諭が、情報交換を行う場を作ります。

(ウ) 市図書館における本との出会い

乳幼児と本をつなぐ取組みを進めます。乳幼児サービスを充実させ、乳幼児の読書の拠点になるよう保育所・幼稚園・行政の関係課・保護者・ボランティアと連携していきます。図書館司書の乳幼児サービスにおける専門性の向上に努め、乳幼児を取り巻く大人からの読書相談にも応えます。

- ・乳幼児用トイレ・おむつ替え用ベット・授乳室を整備するなど、保護者と乳幼児が利用しやすく、快適な図書館となるよう設備の充実を図ります。
- ・本を探しやすいように、書架の配置や本の並べ方などの見直しを常に行います。
- ・十分な蔵書の質と量を確保することで、乳幼児が喜ぶ絵本・紙芝居・児童書などの収集・提供を充実させます。
- ・児童と保護者に読み聞かせやわらべうたの楽しさを伝えるための「おひざにだっこのおはなししかい」^{*5}などの行事の充実を図ります。また、講演会の開催に取り組みます。
- ・市内各保育所・幼稚園からのリクエストに応じた貸出サービスの充実を積極的に進めます。
- ・子育てグループを対象におはなし会^{*4}などを行う訪問サービスの充実を図ります。
- ・転入・出生届出時などのさまざまな機会を捉えて、パンフレットなどの配布により、市図書館の所在地やサービス内容・利用方法などについて広報します。
- ・本の紹介リストを行政の関係課、施設、地域で配布し、インターネット

トも活用して広報に努めます。

(工) 情報の共有化に向けて

「(仮称) 読書活動支援センター」が、乳幼児と本とをつなぐために役立つ情報を誰でも受け取れるように環境整備を行います。

- ・「(仮称) 読書活動支援センター」が、行政の関係課と連携して、乳幼児への読書に関する情報や子育て情報を積極的に収集します。
- ・ボランティア同士の情報交換の場を作ります。
- ・インターネット・地元メディア・市広報・ちらしなどを活用して乳幼児の読書活動に役立つ情報を広く提供していきます。

(2) 小学生からおおむね18歳までの子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く環境には、家庭・地域・学校などがありますが、学校図書館と市図書館は、子どもの主体的な学習活動を支援するとともに、自由な読書を保障する機関として、共に重要な位置を占めています。

現在、学校ではあらゆる場面で「自ら学び、自ら考える」学習に取り組んでいます。このような児童・生徒の主体的な学習活動を支えるためにも、特に学校図書館の役割はますます重要性を増しています。

学校教育を支援する機関として、学校図書館がその機能を十分に発揮するには、専任の職員が必要です。司書教諭^{*6}と学校司書^{*1}を配置し、その協力体制を整備することによって「図書館資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成する」(学校図書館法第2条)という学校図書館の目的を果たすことができます。

国は、平成14年度に「学校図書館整備5か年計画」を策定し、図書資料の充実を図ることとしました。しかし、文部省(現文部科学省)が作成した「学校図書館図書標準(平成5年)」の平成16年度末での達成率は、全国の小学校・中学校ともに30%台にとどまりました。平成19年度からは「更新冊数分」にも注目した「新学校図書館図書整備5か年計画」が策定されました。

本市でも朝の読書^{*7}、教員・学校司書・ボランティアによる読み聞かせ^{*2}などを通して、読書の魅力を伝える動きが高まっています。しかし、子どもたちがいつでも読みたい本を手に取れる環境が十分に整っているとはいえない。また、学校図書館の蔵書の中身が、調べ学習^{*8}に役立つか、現代の子どもたちが楽しんで読める本であるかなどを検討し、蔵書数ばかりでなく質的な充実を図ることも重要です。

ア 小学生への取組み

学齢期に達すると、子どもたちは読んでもらうばかりでなく、自分でも本を読むことができるようになります。学年が上がるにつれ、物語・知識の本・図鑑などさまざまな本を楽しめるようになります。子どもたちの周りに多様な本や活字情報を豊富に用意することが必要です。マンガも、活字を読み、情報に触れる機会として、選択肢の一つとして考えられます。

また、友だち・家族・教職員など身近な人に本を紹介してもらったり、同じ本を読んだりすることでより読書を楽しめるなど、読書の世界が広がっていきます。

(ア) 家庭・地域における本との出会い

行政・保護者・ボランティア・地域が、連携して小学生と本とをつなぐ取組みをします。

- ・保護者に向けて、図書館や本の楽しさを広く伝えています。
- ・小学生向け本の紹介リストを市図書館ホームページに掲載します。
- ・子ども会館・子どもの家の図書室の蔵書の充実を図ります。
- ・子ども会・町内会など地域の人の協力のもとにおはなし会^{*4}を開催します。

(イ) 小学校における本との出会い

学校司書^{*1}・司書教諭^{*6}・その他の教職員・市図書館・行政の関係者、保護者・ボランティアが、連携・協力して、小学校の読書環境の整備を行います。また、あらゆる機会を捉え、読書活動を推進するいろいろな手立てについて研究します。

a 小学校

- ・読み聞かせ^{*2}・ブックトーク^{*9}・朝の読書^{*7}・子どもたちの手による本の紹介など読書へのきっかけづくりを進めています。
- ・児童が学校図書館を十分に活用できるよう、利用の仕方や本の調べ方を積極的に紹介していきます。
- ・本を活用した授業や調べ学習^{*8}を積極的に取り入れていきます。
- ・児童が本に興味を持つような紹介リストの配布に取り組みます。

b 小学校図書館

- ・蔵書の質と量の充実に努めます。
- ・情報の古い本の廃棄、痛みのひどい本の更新などを行いながら、児

- 童にとって魅力あるバランスのよい蔵書構成となるよう努めます。
- ・平成22年度に向け、一校専任の学校図書館専門員（非常勤嘱託員）を全校に段階的に配置をします。更には、児童がいつでも学校図書館を活用できるよう、常勤の学校司書の全校配置を目指します。
 - ・本棚、読書スペースの配置を工夫し、利用しやすい学校図書館となるよう努めます。
 - ・児童が学校図書館を十分に活用できるよう、利用の仕方や本の調べ方を積極的に紹介していきます。
 - ・テーマ展示などを行い、児童が本や学校図書館に興味を持つよう工夫します。
 - ・児童や教職員が効率よく本を探せるよう、蔵書のデータ化を推進します。データ化の方法については、市内学校間・市図書館間との相互利用も見据え、調査・研究を進めます。また、市図書館などとの相互利用を行うための本の搬送手段についても検討していきます。
 - ・学校図書館の資料収集・選定方針の策定に取り組みます。

本市では、従前より学校図書館に学校司書（非常勤嘱託員）を配置することに取り組んできました。現在、市内の小中学校には1校を専任で受け持つ学校図書館専門員か、複数校を兼務する読書活動推進員のどちらかの非常勤嘱託員が配置されています。小学校については、平成22年度を目途に学校図書館専門員の全校配置を進めています。

学校図書館専門員

- * 業務内容：学校図書館の環境の充実、児童の読書活動の推進、児童の学習資料の提供、及び教職員への指導資料の提供他。
- * 現在5つの小学校に、1校に1人専任で配置。1か月に12日の勤務。

読書活動推進員

- * 業務内容：図書の整理・管理、児童・生徒への読み聞かせ・ブックトーク、図書活用指導（図書・資料紹介、図書の探し方指導等）他。
- * 小中学校1人2～3校を受け持ち、1校あたり1か月に4～5日の勤務。

(ウ) 市図書館における本との出会い

児童サービスを充実させ、学校や学校図書館、市民と連携しながら、小学生の読書の拠点となるよう取り組みます。

また、児童サービスにおける図書館司書の専門性の向上に努めます。

- ・蔵書の質と量を十分に確保することで、小学生にあった多様な本の収集・提供を充実させます。
- ・小学生がより活用しやすいように、書架の配置などの改善に取り組みます。小学生の立場に立った職員の対応なども研究していきます。
- ・小学生への読書相談サービスを積極的に行い、図書館を上手に活用できるよう支援します。
- ・具体的に寄せられることの少ない小学生の本のリクエストや図書館への要望を引き出し、積極的に受け止めていく方法について検討します。
- ・おはなし会^{*4}・ブックトーク^{*9}・一日図書館員・本の紹介リストの配布など、小学生と本とをつなぐさまざまな行事や働きかけを充実させます。
- ・各小学校との連携を進め、学校への訪問サービス・学級招待（市図書館見学）を積極的に行います。
- ・ボランティア・司書教諭^{*6}・学校司書^{*1}などを対象とした継続的な研修に取り組むとともに、学校図書館の改善についての相談にも応じます。
- ・市内各小学校からのリクエストに応じた本の貸出サービスの充実を積極的に進めます。
- ・小学生に向けた本の紹介リストを作成し、対象全児童に配布するなど小学生と本とをつなぐ取組みを充実していきます。
- ・学校司書や教職員が、図書館の利用案内をより円滑に行えるよう、図書館を使いこなすためのパンフレットを学校と連携して作成します。
- ・活用頻度が高いテーマである「仕事」・「環境」・「世界遺産」などに関連した本を集め、それらを必要とする学校などへの貸出サービスに取り組みます。

(エ) 情報の共有化に向けて

「(仮称) 読書活動支援センター」が、小学生と本とをつなぐために役立つ情報を誰でも受け取れるように環境整備を行います。

- ・学校図書館の蔵書のデータ化について、市内学校間、市図書館との相互利用も見据え、インターネット上でも活用できる手法を検討します。

- ・ボランティア同士の情報交換の場を作ります。
- ・インターネット・地元メディア・市広報・ちらしなどを活用して子どもの読書活動に役立つ情報を広く提供していきます。

イ 中学生への取組み

10代前半の子どもたちは、新しいメディアへの関心も高く、自己を確立していく時期に当たります。部活動や塾などで小学校時代より忙しく、本を探す時間や出会う機会が減ったり、読書にさける時間が短くなったりしますが、きっかけがあれば読書への興味が引き出せる年代です。子どもたちの興味と関心を研究しながら、環境や資料を整備していくことが必要です。また、読書は他者とのコミュニケーションを図っていくための一つのきっかけともなります。

(ア) 家庭・地域における本との出会い

行政・保護者・ボランティア・地域が、連携して中学生と本とをつなぐ取組みをします。

- ・保護者に向けて、図書館や本の楽しさを広く伝えていきます。
- ・中学生向け本の紹介リストを市図書館ホームページに掲載します。
- ・必要な情報が誰でも容易に受け取れるよう、インターネット・地元メディア・市広報・ちらしなどを活用して、広く読書関連の情報を発信していきます。
- ・読書活動に関する情報を、中学生が自ら発信できる場づくりを検討します。

(イ) 中学校における本との出会い

学校司書^{*1}・司書教諭^{*6}・その他の教職員・市図書館・行政の関係者・保護者・ボランティアが、連携・協力して、中学校の読書環境を整備していきます。また、あらゆる機会を捉え、読書活動を推進するいろいろな手立てについて研究します。

a 中学校

- ・読み聞かせ^{*2}・ブックトーク^{*9}・朝の読書^{*7}・子どもたちの手による本の紹介など読書へのきっかけづくりを進めています。
- ・生徒が学校図書館を十分に活用できるよう、利用の仕方や本の調べ方を積極的に紹介していきます。
- ・本を活用した授業や調べ学習^{*8}を積極的に取り入れています。

b 中学校図書館

- ・蔵書の質と量の充実に努めます。
- ・情報の古い本の廃棄、痛みのひどい本の更新などを行いながら、生

徒にとって魅力あるバランスのよい蔵書構成となるよう努めます。

- ・生徒がいつでも学校図書館を活用できるよう常勤の学校司書の全校配置を目指します。
- ・本棚、読書スペースの配置を工夫し、利用しやすい学校図書館となるよう努めます。
- ・生徒が学校図書館を十分に活用できるよう、利用の仕方や本の調べ方を積極的に紹介していきます。
- ・テーマ展示などを行い、生徒が本や学校図書館に興味を持つよう工夫します。
- ・生徒や教職員が効率よく本を探せるよう、蔵書のデータ化を推進します。データ化の方法については、市内学校間・市図書館間との相互利用も見据え、調査・研究を進めます。また、市図書館などとの相互利用を行うための本の搬送手段についても検討していきます。
- ・学校図書館の資料収集・選定方針の策定に取り組みます。

(ウ) 市図書館における本との出会い

ヤングアダルト^{*10}コーナーを充実させ、学校や学校図書館、市民と連携しながら中学生の読書の拠点となるよう取り組みます。

また、ヤングアダルトサービスにおける図書館司書の専門性の向上に努めます。

- ・蔵書の質と量を十分に確保することで、中学生の興味と関心に沿った魅力的な図書・雑誌・CDなどを充実させ提供します。
- ・ヤングアダルトコーナーを中学生がより活用しやすいように、書架の配置などの改善に取り組みます。中学生の立場に立った職員の対応なども研究していきます。
- ・中学生への読書相談サービスを積極的に行い、図書館を上手に活用できるよう支援します。
- ・具体的に寄せられることの少ない中学生の本のリクエストや図書館への要望を引き出し、積極的に受け止めていく方法について検討します。
- ・職場体験学習^{*11}を希望する中学生の受入れを通して、図書館に親しむ機会を提供します。
- ・各中学校との連携を進め、調べ学習^{*8}での図書館活用講座、ブックトーク^{*9}など学校への訪問サービスを進めます。
- ・ボランティア・司書教諭^{*6}・学校司書^{*1}などを対象とした継続的な研修に取り組むとともに、学校図書館の改善についての相談にも応じます。

- ・市内各中学校からのリクエストに応じた本の貸出サービスの充実を積極的に進めます。
- ・中学生に向けた本の紹介リストを作成し、市内各中学校に配布するなど中学生と本とをつなぐ取組みを充実していきます。
- ・学校司書や教職員が図書館の利用案内をより円滑に行えるよう、図書館を使いこなすためのパンフレットを学校と連携して作成します。
- ・活用頻度が高いテーマである「進路」・「環境」・「世界遺産」などに関連した本を集め、それらを必要とする学校などへの貸出サービスに取り組みます。

(エ) 情報の共有化に向けて

「(仮称) 読書活動支援センター」が、中学生と本とをつなぐために役立つ情報を誰でも受け取れるように環境整備を行います。

- ・学校図書館の蔵書のデータ化について、市内学校間、市図書館との相互利用も見据え、インターネット上でも活用できる手法を検討します。
- ・ボランティア同士の情報交換の場を作ります。
- ・インターネット・地元メディア・市広報・ちらしなどを活用して中学生の読書活動に役立つ情報を広く提供していきます。

ウ 高校生など（おおむね16～18歳）への取組み

10代後半になると読書の幅は大人と変わらなくなりますが、若者特有の興味と関心を反映した環境と資料を整備していくことが必要です。また、読書は他者とのコミュニケーションを図っていくための一つのきっかけともなります。

（ア）家庭・地域における本との出会い

行政・保護者・ボランティア・地域が、連携して若い人と本とをつなぐ取組みをします。

- ・保護者に向けて、図書館や本の楽しさを広く伝えていきます。
- ・本の紹介リストを市図書館ホームページに掲載します。
- ・必要な情報が誰でも容易に受け取れるよう、インターネット・地元メディア・市広報・ちらしなどを活用して広く読書関連の情報を発信していきます。
- ・読書活動に関する情報を若い人が自ら発信できる場づくりを検討します。

（イ）高等学校における本との出会い

高校生の読書環境整備のために、市図書館・高等学校・県立図書館・保護者・ボランティアとの連携・協力を進めます。また、あらゆる機会を捉え、読書活動を推進するいろいろな手立てについて研究します。

- ・市図書館は、学校司書^{*1}・司書教諭^{*6}・その他の教職員と協力し、読書へのきっかけづくりを進めていきます。
- ・市図書館は、学校図書館と協力して、高校生の幅広い図書館活用力を育てます。
- ・高校生の多様な資料要求に応えるために、市図書館は、学校図書館の資料を質と量の面から支援します。
- ・市図書館は、テーマ別本の紹介リストの提供や、関連した本のパック貸出により、総合学習などの授業活動を助けます。
- ・市図書館は、読書活動の推進にあたり高校生と共に取り組み、積極的に高校生の意見をいかし、主体的な活動の場を提供します。
- ・市図書館は、高等学校の図書委員会活動の活性化と連携を支援し、交流の場を提供します。
- ・市図書館は、学校図書館との相互利用を進めるために調査・研究し、

市図書館との本の搬送手段についても検討していきます。

(ウ) 市図書館における本との出会い

ヤングアダルト^{*10}コーナーを充実させ、学校や学校図書館、市民と連携しながら若い人の読書の拠点となるよう取り組みます。

また、ヤングアダルトサービスにおける図書館司書の専門性の向上に努めます。

- ・蔵書の質と量を十分に確保することで、若い人の興味と関心に沿った魅力的な図書・雑誌・CDなどの資料の収集・提供を充実していきます。
- ・ヤングアダルトコーナーを若い人がより活用しやすいように、書架の配置などの改善に取り組みます。若い人の立場に立った職員の対応なども研究していきます。
- ・読書相談サービスを積極的に行い、図書館をより活用できるよう支援します。
- ・具体的に寄せられることの少ない若い人の本のリクエストや図書館への要望を引き出し、積極的に受け止めていく方法について検討します。
- ・職場体験学習^{*11}やボランティア希望の受入れを通して、図書館に親しむ機会を提供します。
- ・ボランティア・司書教諭^{*6}・学校司書^{*1}などと連携して継続的な研修に取り組み、支援体制を整えます。
- ・市内各高等学校からのリクエストに応じた本の貸出サービスの充実を積極的に進めます。
- ・学校司書や教職員が図書館の利用案内をより円滑に行えるよう、図書館を使いこなすためのパンフレットを学校と連携して作成します。
- ・活用頻度が高いテーマである「進路」・「環境」・「世界遺産」などに関連した本を集め、それらを必要とする学校などへの貸出サービスに取り組みます。
- ・ヤングアダルト^{*10}を対象にベストセラーや話題の本の著者や書店員、編集者などによる講座を開催するなど、興味が持てるイベントの実施を推進します。

(エ) 情報の共有化に向けて

「(仮称) 読書活動支援センター」が、若い人と本とをつなぐために役立つ情報を誰でも受け取れるように環境整備を行います。

- ・市図書館と各学校図書館とは、それぞれの蔵書データをインターネット上で活用できる手法を検討し、連携を進めます。
- ・インターネット・地元メディア・市広報・ちらしなどを活用して若い人の読書活動に役立つ情報を広く提供していきます。

(3) 読書活動や図書館利用がしにくい子どもへの取組み

市図書館は、図書館への来館がしにくかったり、本を持ってページをめくることが困難だったり、日本語を読むことが不自由だったりなど、読書活動や図書館利用がしにくい子どもたちの実情を把握し、利用の条件を整備するとともに、関係機関との連携を図ります。また、特別支援学校への支援を進めます。

- ・録音図書・点字や大活字図書・字幕付きビデオなどを積極的に収集し、図書館利用がしにくい子どもたちへのサービスの充実を図ります。
- ・宅配サービス、おはなし会^{*4}の訪問サービスなど、図書館利用がしにくい子どもたちと本とを結ぶサービスを広げていきます。
- ・おはなし会に聴覚の不自由な子どもも参加できるよう、手話をつけるなどの対応を検討します。
- ・特別支援学校からのリクエストに応じた本の貸出サービスを積極的に進めます。また、訪問サービス及び図書館への招待を行います。
- ・病院の小児病棟からのリクエストに応じた本の貸出サービスやおはなし会などの訪問サービスに取り組みます。
- ・日本語以外の言語を使用している子どもたちの読書活動に必要な本を充実していきます。

(4) 鎌倉の地域性を活かした取組み

「(仮称)読書活動支援センター」は、地域と協力して、図書館まつりなどイベントの開催を進め、子どもたちが気軽に読書に親しめるような環境づくりに取り組みます。

- ・地域コミュニティ紙・地元ケーブルTV・FM局など地域メディアを活用し、地域の協力も募りながら、市民が誰でも参加できる「図書館まつり」や「本まつり」などの読書の楽しさや意義を伝えるイベントの開催を進めます。
- ・子どもたちが調べたいときに活用できる、子ども向け地域資料の作成や、地域性を活かした世界遺産や緑地保存などの本のリストの作成を行ないます。
- ・市内在住の文学・芸術・思想・科学など、さまざまな分野で活躍する方による読書活動の推進に向けた講座の開催を進めます。

3 読書環境整備の大切さを広く伝えるための施策

子どもたちと本とをつなぐための読書環境を整備することの大切さを、家庭・地域・学校・図書館・行政の関係課を通じ、さまざまな機会を捉えて広く市民に伝えています。

- ・市図書館で、「子ども読書の日（4月23日）」、「文字・活字文化の日（10月27日）」に開催している特別おはなし会^{*4}などの行事や展示会、講演会の充実を図り、今後もこうしたさまざまな機会を捉え、読書活動を推進する事業を実施していきます。
- ・「鎌倉市子ども読書活動推進計画」の楽しく分かりやすいパンフレットを作成・配布することにより、この計画を広く市民に知らせます。
- ・市広報・市図書館ホームページを通じて、読書環境整備の大切さを伝え、子どものための本の紹介リストや、市図書館で行われる読書関連イベントなどを広く紹介していきます。
- ・読書の楽しさを伝える「子ども図書館だより」、子ども向けの本の紹介リスト「よんでみない？」などを、市図書館を始めとする市内各施設で配布します。
- ・保育所や幼稚園のたより、学校だよりや図書館だよりなどの各機関の発行物に子どもたちが親しめる本の紹介や情報を盛り込み、読書の楽しさを伝えることを進めます。

取組み事業一覧 ~事業に取り組む担当と実施年度の一覧~

新規事業（予定）に印がついています。

項目	事業内容	担当	実施年度
家庭・地域	親子参加型の講演会、市内在住のさまざまな分野の人材による講演会などの催しを地域の協力を得て開催	中央図書館・保育課・こどもみらい課	継続実施中
	読書に関する情報を中高生が自ら発信できる場づくりを検討	中央図書館	平成21年度～
	子ども会・町内会など地域の人々やボランティアと協力しておはなし会を開催	中央図書館	平成22年度～
	保護者・子どもに関わる大人に向けて絵本の読み聞かせ、読書・わらべうたについての情報提供・講座の開催	中央図書館・保育課・こどもみらい課	平成20年度～
	ブックスタート事業の実施	中央図書館・市民健康課 こどもみらい課	平成17年度～
	保育所・幼稚園での絵本の読み聞かせ、本の紹介の充実	保育課・幼稚園	継続実施中
	子育てサークルや保育所・幼稚園、子育て支援センター、子ども会館・子どもの家などへのおはなし会などの訪問サービスのPRと充実	中央図書館・こどもみらい課・保育課・こども相談課・市民健康課	継続実施中
	地域の私設図書館（地域文庫・家庭文庫）の実情の把握・連携	中央図書館	平成20年度～
	子育て支援センターの蔵書の充実	中央図書館・こども相談課	平成21年度～
	子ども会館・子どもの家の蔵書の充実	こどもみらい課	平成22年度～
情報の収集と発信	保育所の図書コーナーの充実	中央図書館・保育課	平成22年度～
	保護者に向けて、本や図書館のPRの充実（転入・出生届出時に利用案内、図書館だよりの配布など）	中央図書館・市民課	平成20年度～
	読書に関する情報を「（仮称）読書活動支援センター」で積極的に収集	中央図書館	平成20年度～
	市ホームページの子育て支援情報のページなど、インターネットを活用した子どもの読書に関する支援情報のPR	中央図書館・こどもみらい課・市民健康課	平成20年度～
	読書関連のイベント情報やPRなど、情報発信の場としてケーブルテレビ・FM局などの地元メディアを活用	中央図書館	平成21年度～
	本の紹介リストを市内各所で配布、インターネットで配信	中央図書館・こどもみらい課・生涯学習課・保育課	平成20年度～
	図書館司書と保育士・幼稚園教諭が情報交換できる場を設定	中央図書館・保育園・幼稚園	平成21年度～

項目	事業内容	担当	実施年度
学校	読書へのきっかけづくり	小学校・中学校・中央図書館	継続実施中
		高等学校	連携の依頼
		小学校・中学校・中央図書館	継続実施中
		高等学校	連携の依頼
	本を活用した授業、調べ学習を積極的に実施	小学校・中学校	継続実施中
		高等学校	連携の依頼
	学校図書館	小学校・中学校・教育指導課	継続実施中
		高等学校	独自取組み中
	学校資料収集方針・選定方針策定の推進	小学校・中学校・教育指導課・中央図書館	平成21年度～
	市内の全市立小中学校に学校司書を配置	教育指導課	平成18年度～
連携	利用しやすい学校図書館づくり	小学校・中学校	継続実施中
		高等学校	独自取組み中
	本や図書館に興味を持つよう、学校図書館でテーマ展示	小学校・中学校	継続実施中
		高等学校	独自取組み中
	調べものや蔵書管理を効率的に行うため、蔵書をデータ化	小学校・中学校・教育指導課・中央図書館	平成24年度～
		高等学校	独自取組み中
	小中高等学校図書館間と市図書館の本の相互利用のための搬送手段について検討	小学校・中学校・教育指導課・中央図書館	平成22年度～
		高等学校	連携の検討
図書館・行政	施設	中央図書館・小学校・中学校・教育指導課	平成20年度～
		高等学校	連携の依頼
		中央図書館	継続実施中
	子どもが来館しやすく、居心地よく過ごせるよう整備	中央図書館	継続実施中
		中央図書館	継続実施中
	資料	中央図書館	継続実施中
読書相談	子どもの声（本のリクエストや図書館への要望）を図書館サービスに活かす	中央図書館	継続実施中
	県立図書館・他市図書館と連携し、読書相談・資料の提供の充実	中央図書館	継続実施中

項目	事業内容	担当	実施年度
図書館・行政	子どもと本とをつなぐ行事の充実（おはなし会、ブックトーク、一日図書館員など）	中央図書館	継続実施中
	職場体験などを通して図書館に親しむ機会を提供	中央図書館	継続実施中
	ヤングアダルト対象に作家・書店員・編集者の講座など読書に興味をもてるイベントの開催	中央図書館	平成21年度～
	子育てグループや保育所・幼稚園、小・中・高等学校、市内各施設へのおはなし会・ブックトーク・図書館活用講座などの訪問サービスのPRと充実	中央図書館・市民健康課・保育課・こどもみらい課・こども相談課・小学校・中学校・青少年課	継続実施中
		高等学校	連携の依頼
	乳幼児・児童・ヤングアダルトサービスにおける図書館司書の専門性の向上	中央図書館	継続実施中
	司書教諭・学校司書・ボランティア対象の研修・支援の充実	中央図書館・小学校・中学校・教育指導課	継続実施中
	読書活動を推進するボランティアの養成講座開催	中央図書館	平成13年度～
	保護者・保育士・幼稚園教諭対象の読み聞かせ講座の開催	保育課・こどもみらい課・中央図書館・幼稚園	平成21年度～
	市図書館内に「(仮称)読書活動支援センター」開設	中央図書館	平成20年度～
連携	「(仮称)鎌倉市子ども読書活動推進連絡会」の設置	中央図書館・教育指導課・こどもみらい課・保育課・市民健康課・小学校・中学校	平成20年度～
		高等学校	連携の依頼
	保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校へのリクエストに応じた貸出サービスの充実	中央図書館	平成22年度～
	図書館を有効に活用するためのパンフレットの作成	中央図書館・小学校・中学校・教育指導課	平成20年度～
		高等学校	連携の依頼
	ボランティア同士の情報交換の場の設定	中央図書館	平成20年度～
	活用頻度の高いテーマの関連した本を集め、必要とする学校へ貸出	中央図書館	平成21年度～

項目	事業内容	担当	実施年度
図書館・行政	子ども向け地域資料の充実（近代史資料室の子ども向けサービスを考案するなど）	中央図書館	平成20年度～
	地域性を活かした本の紹介リスト（世界遺産、緑地保存など）の作成	中央図書館	平成20年度～
	図書館まつりの開催	中央図書館	平成20年度～
	市内在住の作家・文化人の協力で、鎌倉らしさを活かしたイベントの企画	中央図書館	平成20年度～
	図書館にちなんだ日「子ども読書の日（4月23日）」「子ども読書週間（4月23日～5月12日）」「図書館月間（5月1日～5月31日）」「市図書館創立記念日（7月20日）」「文字・活字文化の日（10月27日）」など記念イベントの開催	中央図書館・（仮称）鎌倉市子ども読書活動推進連絡会	平成17年度～
	鎌倉市子ども読書活動推進計画のパンフレットの作成・配布	中央図書館	平成20年度～
	市広報・ホームページ・地元メディア・ちらしなどの活用による読書関連情報やイベントのPR	中央図書館・こどもみらい課	平成20年度～
	子どもと保護者に向けた本や図書館のPRの充実（図書館だよりの発行など）	中央図書館	平成20年度～
	本の紹介リストの配布、インターネットで配信	中央図書館	継続実施中
	録音図書・点字や大活字図書・字幕付きビデオなどの資料の充実	中央図書館	継続実施中
読書活動がしにくい子どもへ	図書館が利用しにくい子どもたちへの宅配サービス、おはなし会などの訪問サービスのPRと充実	中央図書館	継続実施中
	おはなし会に聴覚の不自由な子どもも参加できるよう対応を検討	中央図書館	平成20年度～
	特別支援学校の要望に応じた貸出サービスの実施	中央図書館・特別支援学校	平成22年度～
	病院の小児病棟に貸出・訪問サービス実施	中央図書館・病院	平成22年度～
	多文化サービス（日本語以外の言語を母語とする子どもたちのための資料収集・提供）	中央図書館	継続実施中

資料編

1 用語解説

*1 学校司書

学校図書館の専門的職務に従事する職員。本市では県内でも早い時期から市立小中学校図書館に非常勤嘱託員を配置することが取り組まれて来た。現在、小学校には学校図書館専門員（1校あたり週3日程度勤務）か読書活動推進員（1校あたり週1日勤務）のどちらかが、中学校には読書活動推進員（1校あたり週1日程度勤務）が配置されている。

県立高校には、県が、専任で正規職員の学校司書を配置している。

この計画では、学校図書館に配置される職員を学校司書と総称することとする。

*2 読み聞かせ

本を見せながら読んで聞かせること。「聞かせる」という語感を避けて「読み語り」「開き読み」と呼ぶ意見もある。主に絵本で、乳幼児から小学生くらいの子どもたちを対象とすることが多い。

*3 ブックスタート

絵本を通じて家族のふれあいを深め、赤ちゃんの心と言葉をはぐくむ、こちよい時間をもつことを応援する事業。地域で生まれたすべての赤ちゃんを対象としている。90年代の初めイギリスで始まった運動。日本では2000年東京都杉並区で開始された。子育て支援の関心が高まる中で日本の「ブックスタート」も大きく報じられ、関心も高まっている。平成19年9月現在、全国1827自治体中627市区町村で実施されている(NPOブックスタート調べ)。本市では平成17年7月から6ヶ月児育児教室の中で赤ちゃんと保護者に向か、図書館司書とボランティアによる読み聞かせと利用案内を行った後、絵本・絵本の紹介リスト・子育てガイドの冊子を布製バックに入れてプレゼントしている。

*4 おはなし会

本市図書館で昭和50年（1975年）から開催している子どもたちを集めて絵本の読み聞かせやわらべうたを楽しむ行事のこと。子どもと本の世界を楽しく結びつける手段であり、また図書館や図書館員に親しみを持ってもらう機会を作るものである。

*5 おひざにだっこのおはなしかい

本市図書館で開催している2、3歳児と保護者の方を対象に、一緒に絵本やわらべうたを楽しんでもらうための会の名称。平成11年より開催しており、

先着順の申込制としている。申し込み開始日に締め切りとなることもある、参加希望者が多い行事となっている。

*6 司書教諭

学校図書館の専門的職務を担う。学校図書館法に定められており、教諭職との兼任である。

*7 朝の読書

朝の読書活動ともいう。始業前に10分間程度、児童・生徒・職員全員がそれぞれ好きな本を読む活動。平成19年7月27日現在、全国小・中・高校の24,937校が「朝の読書」を実践している（朝の読書推進協議会調べ）。

*8 調べ学習

「自ら学び自ら考える」自主的、自発的な学習。学び方を学ぶ学習として、子どもが自分自身の力で課題を設定し、その課題解決の学習計画をたて、調査・研究をし、解決を図る学習活動の一形態。学校図書館は、学習を深めるための資料の整備、配架の工夫、児童の相談の対応などにつとめているが、支援体制の充実や他校や地域、公共図書館との連携協力などを一層進めることが求められている。

*9 ブックトーク

参加者を前にして特定のテーマで関連する数冊の本を紹介すること。あらかじめ選んでおいた数冊の本の紹介をし、参加者にそれらの本について読書意欲を起こさせることを目的とする。読書の幅を広げたり、新しい分野やテーマの本への興味を呼び起したりすることに効果がある。

*10 ヤングアダルト

ヤングアダルトとは若い大人という意味で10代の利用者を指す。1920年代以降、アメリカの図書館で使われ始めた。ヤングアダルト向けの本やお知らせなどをおいてあるコーナーをヤングアダルトコーナーとよぶ。児童と成人の中間に位置する10代を、独特の配慮を要する利用者層として位置づけ、ヤングアダルトサービスを行っている。ティーンズサービスと呼ぶこともある。

*11 職場体験学習

職場体験学習とは、学校教育活動の中で、特別活動、総合的な学習の時間などの枠内で、生徒たちに地域社会のさまざまな事業所で、職業の現場を体験するもの。行き先は、病院・福祉作業所・スーパーマーケット・ガソリンスタンド・コンビニエンスストア・飲食店から新聞社支局や農業試験場などさまざまな職場があり、図書館もその一つとなっている。

2 法令等

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」抜粋

第17条 情報を知る権利

子どもの権利条約を結んだ国は、子どもが新聞、本、ラジオ、テレビから、情報や資料を見たり聞いたりできるようにします。

子どもの権利条約を結んだ国は、子どものための本をたくさんつくり、世の中に広めます。

そして、日本語以外を話す子どもたちのために、いろんな国のことばでかかれた本をつくります。

（『子どもの権利 中・高校生向』評論社 1995年刊より）

「ユネスコ公共図書館宣言」抜粋

1994年11月採択

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用が出来ない人々、たとえば言語上の少数民族(マイノリティ)、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。

資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現今の傾向や社会の進展が反映されなければならない。

蔵書及びサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報、識字、教育及び文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

1. 幼い時期から子どもたちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的及び自主的な教育を支援する。

3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
5. 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
6. あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。
7. 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
8. 口述による伝承を援助する。
9. 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
10. 地域の企業、協会及び利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
11. 容易に情報を検索し、コンピュータを駆使できるような技能の発達を促す。
12. あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

ユネスコ学校図書館宣言 全文

1999年11月 第30回ユネスコ総会において批准

学校図書館は、今日の情報や知識を基盤とする社会に相応しく生きていくために基本的な情報とアイデアを提供する。学校図書館は、児童生徒が責任ある市民として生活できるように、生涯学習の技能を育成し、また、想像力を培う。

学校図書館の使命

学校図書館は、情報がどのような形態あるいは媒体であろうと、学校構成員全員が情報を批判的にとらえ、効果的に利用できるように、学習のためのサービス、図書、情報資源を提供する。学校図書館は、ユネスコ公共図書館宣言と同様の趣旨に沿い、より広範な図書館・情報ネットワークと連携する。

図書館職員は、小説からドキュメンタリーまで、印刷資料から電子資料まで、あるいはその場でも遠くからでも、幅広い範囲の図書やその他の情報源を利用するなどを支援する。資料は、教科書や教材、教育方法を補完し、より充実させる。

図書館職員と教師が協力する場合に、児童生徒の識字、読書、学習、問題解決、情報及びコミュニケーション技術の各技能レベルが向上することが実証されている。

学校図書館サービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、職業あるいは社会的身分にかかわらず、学校構成員全員に平等に提供されなければならない。通常の図書館サービスや資料の利用ができない人々に対しては、特別のサービスや資料が用意されなければならない。

学校図書館のサービスや蔵書の利用は、国際連合世界人権・自由宣言に基づくものであり、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

財政、法令、ネットワーク

学校図書館は、識字、教育、情報提供、経済、社会そして文化の発展についてのあらゆる長期政策にとって基本的なものである。地方、地域、国の行政機関の責任として、学校図書館は特定の法令あるいは施策によって維持されなければならない。学校図書館には、訓練された職員、資料、各種技術及び設備のための経費が十分かつ継続的に調達されなければならない。それは無料でなければならない。

学校図書館は、地方、地域及び全国的な図書館・情報ネットワークを構成する重要な一員である。

学校図書館が、例えば公共図書館のような他館種図書館と設備や資料等を共有する場合には、学校図書館独自の目的が認められ、主張されなければならない。

学校図書館の目標

学校図書館は教育の過程にとって不可欠なものである。

以下に述べることは、識字、情報リテラシー、指導、学習及び文化の発展にとって基本的なことであり、学校図書館サービスの核となるものである。

学校の使命及びカリキュラムとして示された教育目標を支援し、かつ増進する。

子ども達に読書の習慣と楽しみ、学習の習慣と楽しみ、そして生涯を通じての図書館利用を促進させ、継続させるようとする。

知識、理解、想像、楽しみを得るために情報を利用し、かつ創造する体験の機会を提供する。

情報の形式、形態、媒体が、地域社会に適合したコミュニケーションの方法を含めどのようなものであっても、すべての児童生徒が情報の活用と評価の技能を学び、練習することを支援する。

地方、地域、全国、全世界からの情報入手と、さまざまなアイデア、経験、見解に接して学習する機会を提供する。

文化的社会的な関心を喚起し、それらの感性を鍛磨する活動を計画する。

学校の使命を達成するために、児童生徒、教師、管理者、及び両親と協力する。

知的自由の理念を謳い、情報を入手できることが、民主主義を具現し、責任ある有能な市民となるためには不可欠である。

学校内全体及び学校外においても、読書を奨励し、学校図書館の資源やサービスを増強する。

以上の機能を果たすために、学校図書館は方針とサービスを樹立し、資料を選択・収集し、適切な情報源を利用するための設備と技術を整備し、教育的環境を整え、訓練された職員を配置する。

職 員

学校図書館員は、可能なかぎり十分な職員配置に支えられ、学校構成員全員と協力し、公共図書館その他と連携して、学校図書館の計画立案や経営に責任がある専門的資格をもつ職員である。

学校図書館員の役割は、国の法的、財政的な条件の下での予算や、各学校のカリキュラム、教育方法によってさまざまである。状況は異なっても、学校図書館員が効果的な学校図書館サービスを展開するのに必要とされる共通の知識領域は、情報資源、図書館、情報管理、及び情報教育である。

増大するネットワーク環境において、教師と児童生徒の両者に対し、学校図書館員は多様な情報処理の技能を計画し指導ができる能力をもたなければならない。したがって、学校図書館員の専門的な継続教育と専門性の向上が必要とされる。

運営と管理

効果的で責任のもてる運営を確実にするためには、

学校図書館サービスの方針は、各学校のカリキュラムに関連させて、その目標、重点、サービス内容が明らかになるように策定されなければならない。

学校図書館は専門的基準に準拠して組織され、維持されなければならない。

サービスは学校構成員全員が利用でき、地域社会の条件に対応して運営されなければならない。

教師、学校管理者幹部、行政官、両親、他館種の図書館員、情報専門家、ならびに地域社会の諸団体との協力が促進されなければならない。

宣言の履行

政府は、教育に責任をもつ省庁を通じ、この宣言の諸原則を履行する政策、方針、計画を緊急に推進すべきである。図書館員と教師の養成及び継続教育において、この宣言の周知を図る諸計画が立てられなければならない。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」全文

(平成十三年十二月十二日法律第154号)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法（平成十七年七月二十九日法律第九十一号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

第3次鎌倉市総合計画 抜粋

第2期 基本計画

第1編 基本構想 第2章 将来都市像と将来目標

4. 健やかで心豊かに暮らせるまち より (P10)

(2) 豊かな心をもった人間を育てます

児童・生徒一人ひとりの個性を生かし、自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応するために必要な基礎的・基本的な能力を育み、健康で豊かな心をもった人間の育成をめざすとともに、地域に開かれた学校づくりを進めます。

(3) 豊かな生涯学習社会の創造をめざします

ともに学び、ともに語り、ともに楽しむことをとおして、より豊かな人間性を培い、鎌倉市民としての自覚、生きていることの充実感を市民一人ひとりがもてる生涯学習社会の創造をめざします。

(4) 青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます

次代を担う青少年が人とのふれあいや、地域社会への参加をとおして、心身ともに健やかに成長し、個性豊かな人間形成を図り、自立できるよう、家庭・学校・地域を基盤とする良好な環境づくりを進めます。

4. 健やかで心豊かに暮らせるまち 4. 青少年育成 より (P53)

【目標】

家庭、学校や地域と連携する中で青少年の健全な育成を図ります。

安心できる環境の中で子どもたちが遊びや生活を通して自主性をはぐくみ、社会性を身につけられるよう支援します。

かまくら教育プラン ~鎌倉市の学校教育における基本方針と目標~ 抜粋

(平成16年11月 鎌倉市教育委員会)

具体的な取り組み一覧

読書活動の取り組み(資料編 - 6)

平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受け、市立の小・中学校では、毎週、朝のホームルームの時間を活用して読書活動に取り組んでいます。また、「読書活動推進嘱託員」を雇用し、市立の小・中学校へ派遣する中で、児童生徒への読書活動推進のための読み聞かせやブックトーク、図書紹介など

をはじめ、図書室での事務や整理を行っています。

図書館での取り組み（資料編 - 13）

「おはなし会」… 4歳くらいから小学校低学年の子どもを対象に、ストーリーテリング（おはなし）や絵本の読み聞かせを行なっています。パネルシアター や紙芝居など、広くお話や本の楽しさを紹介しています。

「おひざにだっこのおはなしあい」… 2・3歳の子どもと保護者を対象に、絵本やわらべうたなど、ことばを通したコミュニケーションを図り、おはなしの楽しさに触れることができます。また、絵本の紹介や読み聞かせの仕方などの相談も受けています。

鎌倉市次世代育成きらきらプラン（平成17年3月）抜粋

このプランは国の「次世代育成支援対策推進法」（平成15年）を受けて策定されました。

基本目標3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり

主要課題3-2 学校の教育環境の充実

施策の方向

- ・子どもが社会の変化に対応できるよう「生きる力」の育成を図るため、教育環境の整備・充実に努めます。
- ・子どもの豊かな人間性を育めるよう、体験活動の場の拡充を図ります。また、自然と直接ふれあう機会の提供を図ります。

計画事業

- ・情報化社会への対応
- ・読書活動の推進

主要課題3-3 家庭や地域の教育力の向上

施策の方向

- ・子どもの発達段階に応じ、人間関係のあり方、他人を思いやる心や感性などの豊かな人間性や自制心、自立心などを育てる家庭教育のあり方、子どもとのコミュニケーションの図り方などについての学習機会の提供に努めます。

計画事業

- ・ブックスタート事業
- ・生涯学習施設の提供

4 鎌倉市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

平成 17 年度

市民委員（公募）	田中水美
市民委員（公募）	佐藤芳文
市民委員（公募）	阿曾千代子
市民委員（図書館経験者）	和田安弘
市民委員（社会教育経験者）	加藤政美
市民委員（学校教育関係者）	檜美津江
市民委員（学校教育関係者）	岩佐賀代子
市民委員（幼児教育）	福田光葉
中央図書館長	水尾傑
学校教育課長	飯尾博一
こども局推進担当担当課長	古谷修
中央図書館奉仕担当担当係長	中田孝信
中央図書館奉仕担当担当係長	浅見佳子
学校教育課指導担当担当係長	三島久司
こども福祉課課長補佐	高井久雄

平成 18 年度

市民委員（公募）	田中水美
市民委員（公募）	佐藤芳文
市民委員（公募）	阿曾千代子
市民委員（図書館経験者）	和田安弘
市民委員（社会教育経験者）	加藤政美
市民委員（学校教育関係者）	檜美津江
市民委員（学校教育関係者）	岩佐賀代子
市民委員（幼児教育）	福田光葉
中央図書館長	伊藤義彦
教育指導課長	飯尾博一
こどもみらい課育成担当担当係長	土屋勇人
中央図書館館長補佐	中田孝信
中央図書館奉仕担当担当係長	浅見佳子
教育指導課指導担当担当係長	佐野和信
保育課課長補佐	高井久雄

平成 19 年度

市民委員（公募）	田中水美
市民委員（公募）	佐藤芳文
市民委員（公募）	阿曾千代子
市民委員（図書館経験者）	和田安弘
市民委員（社会教育経験者）	加藤政美
市民委員（学校教育関係者）	檜美津江
市民委員（学校教育関係者）	岩佐賀代子
市民委員（幼児教育）	福田光葉
中央図書館長	望月久子
教育指導課長	飯尾博一
こどもみらい課育成担当担当係長	井上裕之
中央図書館館長補佐	中田孝信
大船図書館長	松石圭子
教育指導課指導担当担当係長	佐野和信
保育課課長補佐	高井久雄

鎌倉市子ども読書活動推進計画

発行日 2008年（平成20年）2月

発行 鎌倉市

鎌倉市教育委員会 生涯学習部 中央図書館

（〒248-0012）鎌倉市御成町 20-35

電話 0467-25-2611

FAX 0467-24-6544

URL : <http://lib.city.kamakura.kanagawa.jp>

この冊子の用紙は全て再生紙を使用しています。